第３回　宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和８年９月７日（月）午後１時３０分より、第３回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所８階大会議室において開催した。

記

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について
第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

（出席委員）

１番　岸本　幸三	２番　植村　修	３番　徳田　明子	４番　中林　和夫
５番　藤井　武雄	６番　井内　徹	８番　中西　秀友	９番　今村　正喜
１０番　辻　四一郎	１１番　吉田　利一	１２番　柴田　信哉	１３番　清水　幹央
１４番　寺川　勝之			

（欠席委員）

７番　佐原　敏

（農地利用最適化推進委員）

中井　正樹　　水谷　修

（事務局）

塚本　局長　　稲垣　次長　　清水（嘱託）　　村田（嘱託）　　北岡（嘱託）

	（　午後１時３０分　開会　）
局　　長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に佐原委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は、農業委員定数１４人の内、出席委員は１３人であり、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、村田推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、中林会長よろしくお願いいたします。
議　　長	それでは、ただ今から、第３回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、徳田委員、今村委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、植村委員と寺川委員のお二人でした。お疲れ様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 なお、第２号議案につきましては、私自身が番号１の関係者となりますので、途中退室し、中西会長職務代理者に議事進行いただくことになります。また、議案審議についても分割して行うことになりますのでご了承願います。 それでは、はじめに「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局　　長	それでは、「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」１件をご説明申し上げます。 地図では１ページ、「３条許可」の円で囲んだ番号１です。 本件については、隣接農地所有者への所有権移転です。譲渡人は会社員として就労しており耕作にかける時間の確保も困難なため、また、譲受人は、営農規模の拡大を検討していたところ、譲渡人から話があり、隣接農地の耕作をしていること、また条件も良いことから、所有権を移転されるものです。譲受人の農作業歴は６０年であり、水稲を栽培される予定です。 農地法第３条第２項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。

議　　長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	報告します。去る８月２５日、事務局の案内で植村委員と現地調査に行ってまいりました。 番号１の伊勢田町●●●●の利用状況につきましては、現況は畑で、ハスが植えられておりましたが、雑草もかなり生えておりました。補足ですが、両サイドの田は譲受人がきれいに管理していらっしゃいますので、売買後は当該地もきちんと管理されるのではないかと思います。 以上です。
議　　長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 小屋はそのまま使われるんですか。
局　　長	譲受人がそのまま使われるのか撤去されるのか、明確に確認はしておりませんが法令等に則って処理していただきます。
水谷推進委員	此処は休憩所になっているんですか。手続きはされていますか。
議　　長	農機具を入れられるような小屋になっています。
局　　長	倉庫として農業用施設の設置届がなされております。
水谷推進委員	今後田をされるのなら、小屋は退けるのではないでしょうか。
次　　長	小屋は当面そのままで、物を置いている状態だとは聞いております。中身の取り出しに時間が掛かっているとのことです。
議　　長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議　　長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の

	規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 先ほどお伝えしましたように、本議案の番号１については、私自身が関係者になりますので、本議案の番号１と番号２に分けて審議いただきます。 ここで、中西会長職務代理者と議事進行を交代し、私は一旦退出します。 ＝中林会長、退室・議長交代＝
議　　長	それでは、本議案の番号１について、事務局より説明願います。
局　　長	それでは、「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」番号１をご説明申し上げます。 地図では２ページ、「集積等計画」の円で囲んだ番号１です。 本件につきましては、中間管理事業による賃借権の設定で、これまでの相対契約による賃借権の設定が中間管理事業による契約に変わるため新規扱いとなっておりますが、実質的には更新です。期間は相対から継続して３年間で、野菜を栽培される予定です。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議　　長	続きまして、植村委員より現地調査の報告をお願いします。
植村委員	報告します。去る８月２５日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行ってまいりました。 番号１の小倉町●●●●の利用状況につきましては、現況は畑で、耕起されていますが何も作付けされておりませんでした。トラクターを一度走らせれば、きれいにできる状態でした。 以上です。
議　　長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

	異議なしの声
議　　長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号１は、「意見なし」として回答することといたします。 本議案の番号１の審議が終了しましたので、このあとの議事進行は、中林会長と交代します。 中林会長は入室願います。 ＝中林会長、入室・議長交代＝
議　　長	次に、本議案の番号２について、事務局より説明願います。
局　　長	それでは、「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」番号２をご説明申し上げます。 地図では３ページ、「集積等計画」の円で囲んだ番号２です。 本件につきましては、中間管理事業による新規の賃借権の設定になります。期間は５年間で、茶を栽培される予定です。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議　　長	続きまして、植村委員より現地調査の報告をお願いします。
植村委員	報告します。去る８月２５日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行ってまいりました。 番号２の五ケ庄●●●●の利用状況につきましては、現況は不作付地で、胸元程度までの雑草が生い茂っておりました。 以上です。
議　　長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

中西会長職務代理者	お茶を栽培されるんですか。
局　　長	その予定です。
中西会長職務代理者	５年間で茶の木は育たないと思いますが、どうされるんですか。また期間延長されるんでしょうか。
局　　長	５年と設定されておられますが、貸人も茶をされていたので、おそらく更新されると思われます。
中西会長職務代理者	１０年での契約はないんですか。
局　　長	期間として１０年の設定も可能ですが、当案件については５年で貸借を結ばれました。
吉田委員	営農計画書は要らないんですか。第１号議案の譲受人は付けていますよね。
局　　長	農地法第３条申請につきましては営農計画書を添付するよう明記しておりますが、中間管理事業の添付書類には営農計画書がありません。
吉田委員	現地は草が生えていたとのことですが、それでも構わないんですか。
次　　長	現況は確かに草が生えておりますが、新規の貸借になりますので、借人はこれから新たに耕されます。
吉田委員	地元委員にはしっかり見ておいてもらわないといけませんね。
井内委員	当該地は元々ロウバイが全面に植わっておりましたが、一旦なくなった状態です。ロウバイが植わっていた当時に比べると、現在は営農可能だと考えます。
議　　長	草刈りは年１回くらいされていたんですか。
藤井委員	ここ最近はそうでした。 借人が法人ですが、市の補助金をもらう場合は法人でも問題ないでしょうか。
局　　長	おそらく機構集積協力金のことを仰っていると思いますが、所管が農林茶業課

	になりますので、事務局ではそこまで把握しておりません。
水谷推進委員	土地を借りるのが法人でも、事業をするのが社長個人なら問題ないんじゃないでしょうか。
次　　長	担い手に集積した場合というところまでは承知しておりますが、法人であれば対象となるのか否かは把握しておりません。
水谷推進委員	申請は法人経由していていも事業者が個人であれば可能ではないでしょうか。
次　　長	申し訳ございませんが、集積協力金については把握しておりません。
吉田委員	議案書に掲載されている経営面積は、法人のみの面積ですか。
次　　長	個人と一体ではありません。法人としての経営面積のみです。
水谷推進委員	個人と法人は別物ですが、これだけを見たら実際の経営状況が分かりません。 口頭か但し書きで説明してもらいたいです。別人格ですので議案書に書くのが難しいようなら、局長口述で補足があっても良いと思います。
局　　長	次回から口述に取り入れます。
議　　長	集積協力金については農林茶業課へお聞きください。 他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議　　長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号２は、「意見なし」として回答することといたします。
議　　長	以上をもちまして本日の議案審議は終了いたします。どうもありがとうございました。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いします。

	（午後１時５２分審議終了） 議　　長 署名委員 署名委員